対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 通所リハビリテーション事業所
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 老人憩いの家
- 老人休養ホーム
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 適合高齢者専用賃貸住宅

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 〇 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 〇 隣保館

○ 生活館

【児童関係施設等】

- 助産施設
- 〇 乳児院
- 〇 母子生活支援施設
- 保育所(認可外保育所を含む)
- 〇 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所
- 母子福祉センター
- 〇 母子休養ホーム
- 次の事業の実施施設等
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
 - ・ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - ・ 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)
 - 家庭的保育事業

【障害関係施設】

(障害者自立援法関係施設・事業所等)

- 障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援事業を除く。)を行う事業所
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 地域生活支援事業を行う事業所(日中一時支援事業・盲人ホーム等障害者 が通所する事業に限る。)
- 小規模作業所(地方公共団体より助成を受けているものに限る。)

(身体障害者福祉法関係施設)

- 身体障害者更生援護施設(※)
 - 身体障害者更生施設
 - 身体障害者療護施設
 - 身体障害者授産施設
- 身体障害者社会参加支援施設
 - ・身体障害者福祉センター
 - 盲導犬訓練施設

(知的障害者福祉法関係施設)

- 知的障害者援護施設(※)
 - 知的障害者更生施設
 - 知的障害者授產施設
 - 知的障害者通勤寮

(精神保健福祉法関係施設)

- 精神障害者社会復帰施設(※)
 - 精神障害者生活訓練施設
 - 精神障害者授產施設
 - 精神障害者福祉工場

(知的障害児施設等)

- 知的障害児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
- 重症心身障害児(者)通園事業実施施設
- (※)障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営できるとされたものに限る。